

## 議会改革調査研究特別委員会第2回中間報告

議会改革調査研究特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、平成28年9月第3回定例会最終日9月30日の本会議において、合併後10年を迎えようとする村上市の第3期の村上市議会として、議会基本条例をもとに本市議会の議会改革等について調査、研究することを目的として、委員11名で設置されました。

平成28年11月4日に第1回特別委員会を開催し、以後、当委員会の運営等についての検討要綱を協議し、後に1年の延長を行います。当初、検討期間を平成30年3月までとするほか、会議結果の集約については話し合いによる全会一致に務めること、検討事項は議会基本条例に関する事項等とすることとし、その他、市民意見の求め方について、パブリックコメントは案ができてからということで、それ以外は随時、意見を求めることとして議会ホームページの当特別委員会のところにメール送信ができるようにし、なお、議会だよりへの掲載と会議記録の議会ホームページへの掲載を行ってまいりました。

次に、議会基本条例の確認・検討の結果を、第1条から順に報告いたします。

第1条、目的から第3条、議員の活動原則までは現状のままとし、第4条、議長の責務については、特に正副議長の登庁体制についての議論があり、現状を踏まえ、事務局とより連絡を密にし、できる限り登庁するよう対応したいとの議長からの発言があり、これをもって終結をいたしました。なお、関連として、議長の会派及び常任委員会への所属等については、今後、議長の検討によることとされ、その後、議長からは常任委員会委員の辞職願があり、現在、常任委員会委員に所属しておりません。次に第5条、会派については現状のままとし、第6条、市民と議会の関係については、会議の公開についての議論があり原則公開のままとすることとしました。次に第7条、市民参画及び協働、第8条、議会の情報提供については現状のままとし、次に、第9条、議員と市長等との関係については、倫理条例を検討する中で協議することとしましたが、倫理条例の制定は致しませんでしたので、現状のまま、高い倫理的義務を常に自覚し、市民の代表としての品位を保つよう努めることとされました。次に、第10条、政策等の形成過程の説明要求については、現状のままとし、第11条、政策立案及び政策提言については、意見として、もっと賛成討論をすべきとの意見がありました。次に第12条、議会運営、第13条、委員会、第14条、会議における質疑応答については、現状のままとし、第15条、政務活動費の執行及び公開については、議会ホームページ上に政務活動費審査要綱を載せ、これにより議会運営委員会正副委員長および総務文教常任委員会正副委員長による審査を行っていること、収支報告書の議会窓口での閲覧についても載せることといたしました。なお、政務活動費の増額の件については、現時点では、現行のとおりとすることといたしました。次に、第16条、議員研修の充実強化については、現状のままとし、第17条、議会事務局の体制整備については、臨時職員数も含め他市との比較をしていくこととしました。次に、第18条、議会図書室、第19条、予算の確保については、現状のままとしました。

が、特に議会図書室については、図書の更新を含めた充実について意見がありました。第20条、議員定数、第21条、議員報酬については、条文はこのままとして今後、具体的に検討することとし、特に本特別委員会で集中して議論を行いましたので、その報告については残りの条項の報告の後、述べさせていただきます。次に、第22条、議員の政治倫理については、倫理条例の制定について倫理条例案を作成し検討も行いましたが、この第22条に2項として、議員は、市からの活動や運営の全てに対して補助金および助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとするを追加することとしました。

最後に、第23条、最高規範性、第24条、見直し手続きについては、現状のままとすることとしました。

そこで、第20条、議員定数、第21条、議員報酬についての検討経過と結果について報告いたします。

定数と報酬についても検討するための特別委員会であるから当委員会で十分議論をつくり結論を出していくという意見もありましたが、議員定数については、審議してもらう付属機関の設置も含め検討の手法を会派で検討することとされ、まずは報酬の審査方法も含め議員定数と報酬に関するアンケート調査の結果を見ながら意見を取りまとめ検討を始めることとしました。アンケート調査は全議員を対象とし、平成29年9月29日から10月10日までの期間で行いました。結果については、既に皆様にお示しをした通りであります。なお、この定数と報酬についての検討方法を当特別委員会での協議とするか、付属機関等での検討とするかについて再度、確認を行い、この第三者による委員会の設置を願うのではなく、議会として第三者である学識経験者等に調査させることのできる「専門的知見の活用」により行うこととされました。そこで、この知見の活用での調査を行っていただく前段として、大学から講師をお招きし議員報酬と定数をどう考えるか、その考え方の根本についてお話を頂き、委員だけでなく全議員に「議員定数・報酬の検討研修会」として講演をいただきました。この後、日程調整の関係もあり、すみやかな知見の活用の調査が行えませんでした。平成30年3月16日の中間報告では当委員会の検討期間の1年間の延長を決定いただき、再度、あらためて、あるべき村上市議会としての議員定数と報酬について、専門的知見を持つ方々で、なおかつその中には市外の方にも入っていただいで調査検討を行っていただきました。結果については、既に皆様にお示しした答申書の通り、定数については22名、報酬については現状維持が望ましいとの答申をいただきました。これを受けて、本委員会としての協議を行い、定数については、今までの委員会での議論、議員アンケートの結果、そして答申を尊重して「22名」とする意見と、市域の広さという地域的条件があることやそこでの住民意見を反映させていくためには現状の「26名」とする意見があり、委員会としては「全会一致」が望ましいが、定数については委員会で最終案を決定することとし、採決を行い、賛成多数で、議員定数については現行から4名減の22名とすることで決定し、これをもって、議員定数条例の一部改正条例（案）についてパブリックコメントを行いました。この結果と考え方についても既に皆様

にお示した通りですが、22名よりも更に削減すべき、早急に行うべき、削減は慎重に行うべきなど、ご意見をいただきました。委員会としてこれらいただいた意見への考え方の協議を行い、最終的に委員会としての議員定数を22名と決定したものです。

次に報酬については、現状維持が望ましいとした答申と議会・議員に求める附帯意見を踏まえて、委員会での議論においても、現状維持、また、現時点では現状維持としながらも、今後も継続して、基本条例の条項の検討も含め協議を進めていくことと決定いたしました。

そこで、当特別委員会としては、今後も、検討期間を1年延長して、この議員報酬の件と、更に議論を進めなければならない検討項目について協議していくことと、この中間報告の実施について決定いたしました。

以上、これまでの審議経過と結果等について概要を述べましたが、今回の報告後も、更に議論を積極的かつ建設的に積み上げ、最終的な提案と報告ができるよう努力する決意でありますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます、第2回の中間報告といたします。

平成31年3月14日

議会改革調査研究特別委員会 委員長 平山 耕

## 議会改革調査研究特別委員会委員名簿

番 号	委 員 氏 名	会 派 名
1 番	河 村 幸 雄	鷺ヶ巣会
2 番	板 垣 一 徳	鷺ヶ巣会
3 番	大 滝 久 志	新 政 村 上
4 番	長谷川 孝	新 政 村 上
5 番	佐 藤 重 陽	新 政 村 上
6 番	鈴 木 好 彦	清 流 会
7 番	川 村 敏 晴	市 政 ク ラ ブ
8 番	尾 形 修 平	高 志 会
9 番	竹 内 喜代嗣	日 本 共 産 党
○ 1 0 番	渡 辺 昌	鷺ヶ巣会
◎ 1 1 番	平 山 耕	清 流 会

◎ : 委員長    ○ : 副委員長